灯油の単価契約に係る変更契約協議方法

（別紙１）

物品調達標準契約書第８条第１項に規定する「経済状況の激変により契約内容が著しく不適当となったときの契約内容の変更」は、次のとおりとする。

　変更協議時において

　　　Ｆ３　―　Ｆ２　　　≧　３　の場合は、次の式のとおり単価を変更する。

　　　変更契約単価　＝　Ａ　×　１．１０

(注１)　Ａ： Ｆ３×Ｐ／Ｆ１とする。

（ただし、Ｐ／Ｆ１≧１の場合は、Ａ＝Ｆ３とする。）

　　　　Ｆ： 一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが実施する石油製品価格調査（給油所小売価格調査）（週次調査）の長野県価格（以下「石油情報センター長野県価格」という。）

　　　　Ｆ１： 入札が行われた月の第３月曜日調査の石油情報センター長野県価格

　　　　Ｆ２： 前回変更協議時点の石油情報センター長野県価格

　　　　　　　ただし、初回協議時はＦ１と同じ価格（Ｆ２＝Ｆ１）とする。

　　　　Ｆ３： 変更協議時点の石油情報センター長野県価格

　　　　Ｐ ： 入札額

　　　　（Ａ、Ｆ（Ｆ１、Ｆ２、Ｆ３）、Ｐは全て消費税抜きとし、端数がある場合は10銭未満切捨てとする。）

（注２）変更協議の時点は、毎月第３月曜日調査の石油情報センター長野県価格の公表日とする。（第３月曜日に調査が行われなかった場合は、その直後の調査の公表日とする。）ただし、その日から起算して月末までの日数が５日間（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県規則第５号）第１条に規定する県の休日を除く）ない場合は、その直前の調査の公表日とする。

（注３）変更契約の必要が生じた場合、発注者は、変更内容を受注者に通知し、翌月の１日付けで変更契約を締結する。同月中は再度の契約変更は行わない。